



中小企業等経営強化法に基づく制度について教えてください。



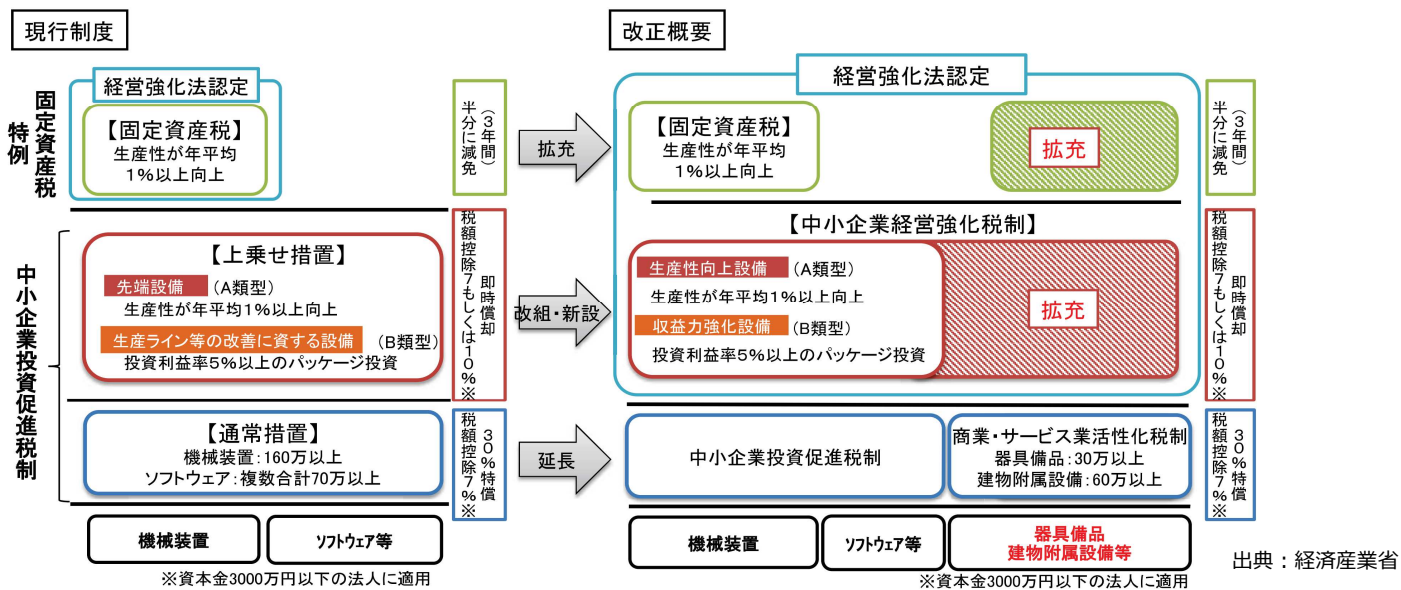
経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置(税制措置、金融支援)を受けることができるようになりました。

●改正概要●

中小企業経営強化税制の拡充

減税

- ・中小企業経営強化税制を創設したうえで対象資産に器具備品・建物附属設備を追加(2年)
- ・中小企業投資促進税制において、対象資産から器具備品を除外し、2年間延長



- メリット① 固定資産税の減税
固定資産税が3年間半分にになります。(固定資産税の特例)
- メリット② 法人税・所得税の減税
法人税又は所得税について、即時償却または取得価額の10% (※1) の税額控除が選択適用できます。
※1 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%
- メリット③ 金融支援
政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
(例) 日本政策金融公庫「新事業活動促進資金」(計画に基づく設備資金に特利C・特利3 (基準金利▲0.9%) 適用)

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に取得等する対象資産について適用



POINT



適用フローチャート

